

第1節 総則

第2節 放送用複製等

1. 日本放送協会

2. 地上波放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）

3. 衛星放送を行う放送事業者

4. 放送大学学園

5. 有線ラジオ放送を行う有線放送事業者

第3節 レコードを録音した放送番組等の送信可能化

I 包括的利用許諾契約を締結する場合

1. 放送等と同時のストリーム送信を目的とする利用

(1) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）

(2) コミュニティ放送事業者が自ら制作し放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）

(3) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園を除く。）が放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）

(4) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）

(5) 有線放送事業者が有線放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）

(6) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送するラジオ番組又は有線放送事業者が有線放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）（ただし、当該放送又は有線放送の対象地域に所在する事業者に向けて送信する場合に限る。）

(7) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送する番組

2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用

(1) 日本放送協会が放送したテレビ番組等

(2) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）が放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）

(3) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）

(4) 有線放送事業者が有線放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）

(5) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送したラジオ番組（コマーシャルを除く。）（ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす技術的手段が講じられた送信に限る。）

(6) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送した番組

II 包括的利用許諾契約によらない場合

1. 放送等と同時のストリーム送信を目的とする利用

(1) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）

(2) コミュニティ放送事業者が自ら制作し放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）

(3) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園を除く。）が放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）

(4) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）

(5) 有線放送事業者が有線放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）

(6) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送するラジオ番組又は有線放送事業者が有線放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）（ただし、当該放送又は有線放送の対象地域に所在する事業者に向けて送信する場合に限る。）

(7) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送する番組

2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用

(1) 日本放送協会が放送したテレビ番組等

(2) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）が放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）

(3) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）

(4) 有線放送事業者が有線放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）

(5) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送したラジオ番組（コマーシャルを除く。）（ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす技術的手段が講じられた送信に限る。）

(6) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送した番組

第4節 レコード実演を録音した放送番組等の送信可能化

I 包括的利用許諾契約を締結する場合

2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用

(1) 日本放送協会が放送したテレビ番組等

(2) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）が放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）

(3) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）

- (4) 有線放送事業者が有線放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）
- (5) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送したラジオ番組（コマーシャルを除く。）（ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす技術的手段が講じられた送信に限る。）
- (6) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送した番組

II 包括的利用許諾契約によらない場合

2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用

- (1) 日本放送協会が放送したテレビ番組等
- (2) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）が放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）
- (3) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）
- (4) 有線放送事業者が有線放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）
- (5) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送したラジオ番組（コマーシャルを除く。）（ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす技術的手段が講じられた送信に限る。）
- (6) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送した番組

第5節 放送番組等以外の送信可能化

第6節 教育・文化関連催事における演奏又は上映を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音

第7節 婚礼等の演出又は撮影を目的とするレコード及びレコード実演の利用

第8節 レコード及びレコード実演を利用したテレビ放送番組の海外配信

第9節 その他